



2024年8月5日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝
(コード番号 1960 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL. 03 - 3265 - 6181)

2025年3月期第1四半期決算短信の開示が 四半期末後45日を超えることに関するお知らせ

当社は、2024年3月期決算について有価証券上場規程施行規則第405条第2項（以下「レビューの義務付け要件」という。）に該当しておりますので、レビューの義務付け要件に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間に開示する第1・第3四半期決算短信の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられておりますが、2024年3月期決算の財務諸表を含む過去3期の財務諸表について、本日現在第三者調査委員会が財務諸表の訂正の可能性のある事項について調査を実施していること、レビューを実施する後任の会計監査人が決まっておらずレビューを受けられる状況にないことを踏まえ、四半期末後45日以内に2025年3月期第1四半期決算短信を開示することができず、現時点で開示時期が未定となっておりますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該第1四半期決算短信が開示できる状態になりましたら速やかに開示いたします。

記

1. 経緯説明 四半期末後45日以内にレビューを受けられない理由

当社は、2024年6月25日付「2024年3月期有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明及び内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ」及び2024年6月26日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載の通り、当時の当社会計監査人であったRSM清和監査法人より、2024年3月期の有価証券報告書の財務諸表及び連結財務諸表について監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領し、また2024年3月31日現在の内部統制報告書の内部統制監査について監査意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領いたしました。

また、2024年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載した旨をお知らせいたしました。

上記事情により、当社は有価証券上場規程施行規則第405条第2項の下記に示す※「レビューの義務付け要件」a. b. cに該当することになり、レビューの義務付け要件に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間に開示する四半期決算短信（第1四半期と第3四半期のみ）の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられることとなっておりますが、本日現在、当社は新たな監査法人との監査契約が締結できておらず、2025

年3月期第1四半期のレビューが実施されておられませんので、四半期決算短信への期中レビュー報告書を付けることができません。

一方で、当社内においても「レビューなしという条件付きで業績を開示する方が株主・潜在投資家に対して丁寧なIRになるのではないか」と考え検討をしましたが、過去決算期における訂正可能性がある第三者調査委員会による調査が引き続き行われている最中であり、会計監査人の監査がない状態での第1四半期決算短信開示は、誤った業績数値を発表することになる可能性があることも踏まえ、レビューなしの決算短信は開示できないと判断しました。

※「レビューの義務付け要件」に該当する場合（有価証券上場規程施行規則第405条第2項より引用）

- a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
- b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
- c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
- d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合 等

2. レビューに係る具体的な見込み又は計画

当社は、2024年6月10日付「第三者調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせの通り、監査法人からの指摘に関する調査を含め再発防止策の策定等につき、より公正性を確保するため第三者による調査が必要と判断し、外部の有識者で構成される調査委員会を設置することとし、現在その調査が進行中であります。その調査結果については判明後速やかにお知らせする予定であります。

現在、第三者調査委員会による調査は委員会が求める調査資料について全て提出済であり、関係者のヒアリングも順調に進んでおります。報告書の取り纏めは、本年8月末から9月中旬を目途にしており、詳細が分かり次第その内容は開示の予定であります。

新規監査契約候補の監査法人については、既に複数の監査法人と新規契約交渉を行い、いずれの監査法人からも第三者調査委員会の調査結果が出ていない段階では新規監査契約交渉を開始できないとの回答を受けて契約交渉は進んでおりませんでした。若干数の監査法人とは継続的に交渉を進めております。

第三者調査委員会の調査が終了し、新規監査契約を締結、監査手続きが進められるようにする計画ではありますが、現時点では、調査結果が出ておらず、いずれの監査法人とも契約交渉を本格的に進める状況に至っておりません。今後は、第三者調査委員会の調査結果を受領し内容を確認後、速やかに新規監査契約候補の監査法人に説明の上、監査契約を締結、監査手続きが進められるようにする計画であります。

また、当該第1四半期決算短信が開示できる状態になりましたら速やかに決算発表予定日を開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上